

日本バイオフィードバック学会
認定バイオフィードバック技能師制度規則

1988年6月12日
1996年6月15日改正
1999年6月13日改正
2002年6月15日改正
2003年6月14日改正
2010年7月18日改正
日本バイオフィードバック学会

第1条 目的

優れた学識と技能を有する専門技能者の養成及びバイオフィードバック科学の進歩・発展を図り、国民の健康と福祉に資するため、本学会に所属し一定の学識と技能を有する会員に対し、その資質を認定する。

第2条 認定

- (1) 認定の業務を行う認定委員会を理事会内に設ける。
- (2) 認定は認定委員会が行う審査・試験を経て理事会が行う。

第3条 認定のための資格

- (1) 認定を申請できるのは、次の各項のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本学会正会員、準会員、名誉会員として3年以上在会し、会員としての義務を果たし、会員たるにふさわしい者で、かつ、バイオフィードバックについての研究論文発表、著書の刊行、本学会の認定する機関においての研修等を通じて、本学会の定める所定のポイント数を取得した者。
 - 2) 外国においてその国のバイオフィードバック学会認定の資格を有する者の内、本学会が認める者。
- (2) 認定された資格は、退会、脱会、除名等により失われる。

第4条 認定バイオフィードバック技能師の登録

認定バイオフィードバック技能師と認定された者は、本学会の保存する名簿にその名前を記載され、登録される。

第5条 認定バイオフィードバック技能師の義務

資格を認定された者は、その資格にふさわしい学識、技能を高めるための努力、研修に努めなければならない。

第6条 認定資格の有効期間

認定された資格の有効期間は10年とする。資格の継続保持を希望する者は、その延長を申請できる。

第7条 認定委員会

- (1) 認定のための審査・試験に当たる。
- (2) 認定の決定は理事会とする。
- (3) 認定に関する議事は認定委員会、理事会とも非公開とする。
- (4) 認定に必要な研修の計画・実施に当たる。
- (5) 認定の取消、失効、復活の公示等の業務を行う。
- (6) 認定資格有効期間延長申請に基づき、延長の可否の審査に当たる。

第8条

本規則についての細目は、別に定める細則によるものとする。

附則

- 1 本制度は 1988 年 6 月 12 日より発効する。ただし 2003 年 3 月 31 日までは、別に定める暫定規則による認定業務を行うことができる。
- 2 2002 年 6 月 13 日付第 3 条(1)項 1)改正によるポイント制度は 2003 年 4 月 1 日より発効する。
- 3 従来単位および論文カウントはすべてポイントに置き換える。ただし、資格延長申請の場合、ポイントへの置き換えは申請前 5 年超は遡れない。
- 4 本規則の改廃は、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。